

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）について

平成 31 年 3 月 26 日 環自野発第 19032610 号

各地方環境事務所長、釧路自然環境事務所長、信越自然環境事務所長、

那覇自然環境事務所長、四国事務所長宛

自然環境局野生生物課長通知

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）第 4 条において、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）は原則として禁止されています。

平成 30 年 1 月 15 日に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) については、駆除のために樹木の伐倒処理が必要となる場合がありますが、伐倒木に入り込んだ個体についてはその場で殺処分をすることが困難であり、しかるべき場所や施設に運搬して殺処分する必要があるものの、許可無く運搬することができないことが迅速な防除の妨げになっているとの指摘が関係者からなされているところです。

こうした状況に鑑み、防除が適切かつ円滑に実施されるよう、特定外来生物の飼養等に係る規制のうち、当該生物に係る運搬及び保管に係る運用を下記のとおり整理しましたので、これを踏まえた運用を行うとともに、必要に応じ防除実施団体等に周知願います。

なお、外来生物法第 18 条第 1 項及び第 2 項においては、主務大臣等以外の者が行う防除について、主務大臣の確認又は認定を受けることができることとしており、確認又は認定を受けた防除に係る捕獲、採取又は殺処分に伴う飼養等は外来生物法第 4 条の飼養等の禁止の対象外としています。継続的かつ計画的に防除を実施する場合には、防除の確認又は認定を受けることを妨げるものではありません。必要に応じ、指導願います。

また、各都道府県及び各政令指定都市には、別添写しのとおり通知しましたので了知願います。

参考：特定外来生物である植物の運搬及び保管に係る運用

平成 27 年 1 月 9 日付け環自野発第 1501091 号「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）について」

平成 31 年 3 月 26 日 環自野発第 19032610 号

各都道府県・各政令指定都市自然環境担当部局長宛 自然環境局野生生物課長通知

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）第 4 条において、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）は原則として禁止されています。

平成 30 年 1 月 15 日に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*)

については、駆除のために樹木の伐倒処理が必要となる場合がありますが、伐倒木に入り込んだ個体についてはその場で殺処分をすることが困難であり、しかるべき場所や施設に運搬して殺処分する必要があるものの、許可無く運搬することができないことが迅速な防除の妨げになっているとの指摘が関係者からなされているところです。

こうした状況に鑑み、防除が適切かつ円滑に実施されるよう、特定外来生物の飼養等に係る規制のうち、当該生物に係る運搬及び保管に係る運用を下記のとおり整理しましたので、防除実施団体等への周知等の御協力をお願いいたします。

なお、外来生物法第18条第1項及び第2項においては、主務大臣等以外の者が行う防除について、主務大臣の確認又は認定を受けることができることとしており、確認又は認定を受けた防除に係る捕獲、採取又は殺処分に伴う飼養等は外来生物法第4条の飼養等の禁止の対象外としています。継続的かつ計画的に防除を実施する場合には、防除の確認又は認定を受けることを妨げるものではありません。必要に応じて各地方環境事務所等に相談されるようお願いいたします。

記

1. 特定外来生物を生きたまま運搬することは原則禁止されているが、クビアカツヤカミキリに関しては、次の要件を全て満たす場合については、外来生物法の「運搬」には該当しないものである。

ア) クビアカツヤカミキリの存在を樹木内に認めたものの、その場で全ての個体を殺処分することが困難である場合に、拡散を防ぎ確実に殺処分することを目的として、焼却又は粉砕、燻蒸が可能な場所に当該樹木を運搬するものであること。

イ) 目視で確認できる個体については、運搬する前に確実に殺処分を行っていること。

ウ) 運搬中に当該生物や当該樹木が落下や飛散等により逸出しないよう、逸出防止措置が十分採られていること。

エ) 特定外来生物の防除である旨を関係者に周知し理解を得るため、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に公表した上で実施すること。

2. 特定外来生物を生きたまま保管することは原則禁止されているが、1. に付随してやむを得ず一時的に当該生物や当該樹木を保管する場合に、逸出防止措置が十分採られており、第三者が容易に持ち出すことができないよう管理され、かつ必要最小限の期間に限り行うものは、1. と同様に確実に殺処分されることが明確である上で逸出が不可能な状態を保って行われるものとみなし、外来生物法の「保管」には該当しないものである。

なお、防除の実施に際してはクビアカツヤカミキリの生態を踏まえ、以下のような点に留意しつつ、上記1. 及び2. の適用の可否については具体の状況に基づき個別に判断するものとする。

- ・概ね 9 月から翌 4 月までは幼虫が立木内に留まっているため、可能な限りこの期間中に確実な逸出防止措置を採った上で実施する。
- ・緊急的な防除など、やむを得ず脱出期（6 月から 7 月）及びその前後の概ね 5 月から 8 月に実施する場合は、厳重に梱包するか閉鎖空間型の車両に積載するなどし、運搬中の確実な逸出防止措置を採るとともに、一時的な保管を行わずに、速やかに殺処分する。